

ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン

ハラスメント等人権侵害に対する本学の基本姿勢

本学は学生や教職員一人ひとりが個人として尊重され、快適な環境のもと、修学、教育、研究及び就労ができるようにするために、ハラスメント等人権侵害の防止及びハラスメント等人権侵害による問題が生じた場合の措置に関し「大原大学院大学ハラスメント等人権侵害対策に関する規程」（以下、ハラスメント規程）を定めています。

ハラスメント等人権侵害は、人権を侵害し、個人の尊厳を損ねる行為であり、学生の学ぶ権利及び教職員の働く権利への重大な障害となりますので、本学は、全力をあげてハラスメント等人権侵害の防止に取り組むとともに、万一、問題が生じた場合には厳しい姿勢をもって臨みます。

人権侵害とは？

性、人種、国籍、信条、年齢、性指向、性自認、障害の有無などに基づく差別的な言動、差別的な取扱い及びアウティング等、相手の人格権その他の人権を侵害する言動（具体例）

- 性、人種、国籍、信条、年齢、性指向、性自認、障害の有無などによる不当な取扱いや差別・いやがらせ
- 本人の了解を得ずに性的指向や性自認を第三者に暴露すること

ハラスメントとは？

セクシャル・ハラスメント

他の者を不快にさせるあるいは不安な状況に追い込む性的な内容の言動（具体例）

- 利益または不利益を与えることを条件として、明示的にもしくはほのめかしながら性的な要求を行い、または誘い掛けをすること。
- 性的な要求や誘い掛けへの受け入れまたは拒否を理由に、利益または不利益を与えること。
- 性的な言動、写真・文書等の掲示等を行って、相手方に不快な思いをさせること。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において大学での地位及び権限を利用して学生や教職員の正当な権利を侵害する行為又は脅し

(具体例)

- 学生が求めても、教育・研究上の指導をしない。
- 指導の際「馬鹿」呼ばわりしたり、相手を罵倒すること。
- 個人指導と称して、不必要に自宅等に呼んだりすること。
- 研究室で延々と説教をしたり、長時間の研究を強制すること。

パワー・ハラスメント

職務権限などの力を利用して他人の正当な権利を侵害する行為又は脅し

(具体例)

- 職務上必要な情報を意図的に伝えなかったり、各種提案・希望を理由なく却下したりすること。
- 業務上の誤りを意図的に皆の前でののしること。
- 配置転換や退職をほのめかすこと。
- 妊娠・出産・育児などを理由に嫌がらせや不利益な扱いをすること。
- 強引に飲み会に誘うこと。

SOGI ハラスメント

女らしさや男らしさというものさしで判断して差別的な言動を浴びせたり、相手を非難したりすること。性的少数者（LGBT）への不利益な取り扱いや、人格権・プライバシーの侵害行為もこれにあたる

(具体例)

- 実際の性別と性自認が合わない人に対して、「女の子なのに男の子みたいな格好するなんて変だよ」「もう少し男らしくしろよ」などと強要する
- 男らしくないから、女らしくないからといって、過度にからかったり相手を馬鹿にしたり、暴力を振るうなどのいじめ行為を行う

その他のハラスメント

モラル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、本学において学生、教職員、その他関係者を取り巻く環境下で発生するハラスメント行為を含む。
(具体例)

- 言葉や態度による、精神的な嫌がらせ
- 飲酒の強要や酔ってからむこと
- 働く女性が妊娠したことや出産を理由に、解雇されたり、働くことを強制的に制限されたり、妊娠・出産にあたり精神的・肉体的な嫌がらせをすること

教職員及び学生等が認識すべき事項

1. 意識の重要性

地位の上下、年齢の上下、性別の相違に関わらず、相手の人格を尊重するという意識を持つことが重要です。

普段から感じたことを言える信頼関係を築くことが、ハラスメントを起こさない環境づくりにつながります。

2. 基本的な心構え～加害者にならないために～

- ①ハラスメントの受け止め方には個人差があり、相手や第三者にとって不快であればハラスメントになる可能性があります。
- ②相手が拒否し、嫌がっていることが分かった場合は、同じ言動を決して繰り返さない。
- ③指導教員と学生の関係など、常に相手方が意思表示する(できる)とは限らない。
- ④学校内で発生しているか否かという物理的な区切りはない。

相談対応について

本学ではハラスメントに関する相談等に応ずるため、相談室を設置し相談員(本学教職員)を配置しています。相談員は守秘義務を負い、相談者のプライバシーを守ります。また、ひとりで相談しにくい場合は親しい友人等とご一緒でも差し支えありません。被害を受けた人だけでなく、被害者から相談を受けた人、目撃した人等からも相談を受けます。

大学院相談室 grad_counseling@mail.o-hara.ac.jp

- 上記アドレスに希望日時をメール送信し、予約してください。
- 女性相談員をご希望の場合には、お申し出ください

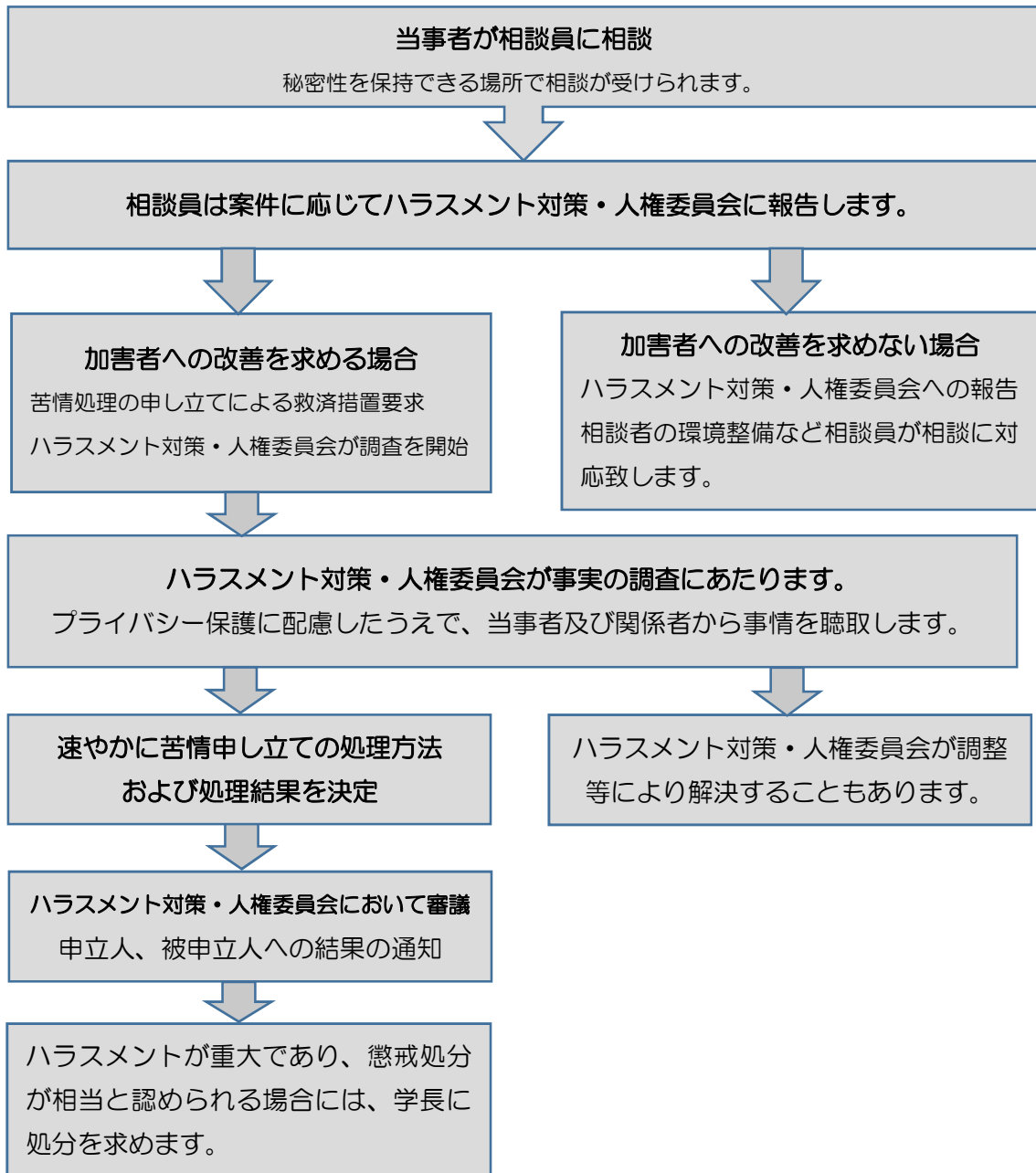
被害を受けたと思う時に望まれる対応

- 「自分が悪いのでは」「いやと言えなかった自分が悪い」と思う必要性は全くありません。
- 誰に何時どのようにどの場所で誰と一緒にだったかなど、メモ・記録を残しておきましょう。
- 勇気をもって相談員に相談してください。自分を責めたり、我慢をする必要はありません。

ハラスメントと思われる場面を目撃したら

- 被害にあった人の気持ちに寄り添い、話を聞いてあげましょう。
- 被害にあった人の希望を確認し、必要に応じて相談員に相談することを勧めたり、同行してあげたりしてください。
- ただし、相談者の了解なしに相談内容等を他人には決して漏らさないでください。

相談の流れの一例



ハラスメントを起こさないために

ハラスメントが起きれば、人権を侵害し、個人の尊厳を傷つけるとともに、本学の教育・研究に支障をきたし、人間関係を破壊することにもなりかねません。このためにも、学生及び教職員は相互に人格の尊重に努め、また、良識ある生活態度により、ハラスメントを未然に防止しなければなりません。

私たち誰でもが、ハラスメントを受ける可能性があると同時にハラスメントを起こす可能性を持っています。本人にとって悪気のないつもりと言動であったとしても、相手を不快にさせたり、相手の心を傷つけてしまったりすることがないとは限りません。こうしたことがないようにするためにも、日頃から相手の気持ちを気遣い、相互に意識を高めることが必要です。